

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、令和 4 年 1 月 21 日多久東部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 4 年 2 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義